



あなんカルチャー

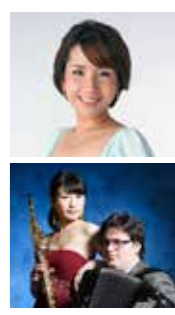
■ こどものためのおんがくかい おんがくとあそび



日時 5月20日(土) 14:30~15:20
 場所 夢ホール(文化会館)視聴覚室
 入場料 前売り 700円/ペア 1,300円
 当日 800円
 ※0~3歳は無料 ※ペアチケットは前売りのみ
プログラム はらべこあおむし、アンパンマンのテーマ、しあわせなら手をたたこうほか
問い合わせ 文化会館「こどものためのおんがくかい」係 (☎23-5599) へ

■ ロレアコンサート

2016年度オーディエンス賞受賞者、理事会推薦受賞者による演奏会です。
 日時 6月11日(日) 14:00開演(13:30開場)
 場所 夢ホール(文化会館)
 入場料 500円(小学生以上)
 ※未就学児の入場はご遠慮ください。
 ※無料託児室利用希望の方は1週間前までにご連絡ください。(☎23-5599)
出演者 山本綾子(ソプラノ)
 Sora Duo(アコーディオン&サクソ)
問い合わせ 文化会館「ロレアコンサート」係 (☎23-5599) へ



科学センター

子ども科学フェスティバル

科学センターでは、ゴールデンウィーク期間中、子ども向けの科学実験や工作ができる特設のブースを出展します。いずれも予約不要、参加無料です。

日時 5月3日(祝)~5日(祝)
 午前10時~午後4時

お楽しみ科学講座

日替わり科学工作(期間中の毎日、午前10時~正午、午後1時~4時)
おもしろ科学実験(期間中の毎日、午前11時~、午後2時20分~の2回実施)

ビッグシャボン玉で遊ぼう(期間中の毎日、午前10時~正午、午後1時~4時)

デジタルプラネタリウム 期間中の毎日
 午前10時30分~、午後1時30分~、3時~の3回実施
 投影番組「星はなぜ光る」
 ※くわしくは、4月中旬に小中学校を通じて配布された「科学センターだより」またはホームページをご覧ください。

木星観望会(無料)
 子ども科学フェスティバルの期間中、どなたでも無料で参加できます。
 日時 5月3日(祝)~5日(祝) 午後7時~9時
参加方法 開催時間内に自由にお越しください。予約は不要です。なお、悪天候の場合は中止となります。

おもしろ科学実験(無料)

土、日曜日の午前11時~、午後2時20分~の2回。実施時間は約30分です。テーマはお問い合わせください。

夜間天体観望会(有料・要予約)

大型望遠鏡を使って、その時期に見えるいろいろな天体を見ていきます。
 日時 毎週土曜日の午後7時~、8時~、9時~(1日3回)
参加料 大人300円、高校生250円、小中学生200円、幼児無料

問い合わせ 科学センター
 (☎42-1600) へ
5月の休館日
 1日(月)、8日(月)、15日(月)、22日(月)、29日(月)

■ 第56回 阿南市美術展

市内を中心とした美術愛好家の皆さんの力作をぜひご覧ください。入場は無料です。
 日時 5月3日(祝)~5日(祝) 9:00~17:00
 ※5日(祝)は16:00まで
 場所 夢ホール(文化会館)視聴覚室、研修室
出品作品 書道、日本画、洋画、写真、美術工芸
問い合わせ 文化振興課 (☎22-1798) へ

■ ジュニアのためのピアノレッスンとコンサート

日時 6月18日(日)
 レッスン開始 ①10:00~ ②13:40~
 場所 コスモホール(情報文化センター)
聴講料 1,000円(未就学児・小中高生無料)
聴講申込 電話またはメールでお申し込みください。
 ※受講生の募集(受講料2,000円 5月10日(水)締め切り)については、お問い合わせください。
申込み・問い合わせ
 文化会館「ピアノレッスン」係 (☎23-5599) へ
 e-mail:yumehallciviccouncil@gmail.com

■ ウミガメ上陸に関するお願い

阿南市では「阿南市ウミガメ保護条例」に基づき、ウミガメ保護に努めています。また、阿南市内の海岸に上陸するウミガメの頭数調査を毎年実施しています。ウミガメの上陸、または足跡が確認された場合は、文化振興課までご連絡ください。
問い合わせ 文化振興課 (☎22-1798) へ

■ 北條民雄文学賞受賞作品集について

北條民雄文学賞受賞作品集を、市内図書館・公民館、県立図書館、県内の市町村の図書館、県民サービスセンター(県庁1階)、県立文学書道館で読むことができます。また、購入希望の方は1冊500円で販売しますので、文化振興課までお問い合わせください。
問い合わせ 文化振興課 (☎22-1798) へ

阿南市の文化財

阿南市文化財保護審議会
 会長 湯浅良幸

阿波の藩札(十五)

贖札
 当時、相当額の貨幣は必ず包装して使用された。特に藩への上納、贈物には必ず包装した。藩札は百枚を一包とした。天保小判だと何枚かを一包とし、表に金何両と記入した。包装には必ず金銀札包役の加印を要し、包みのまま通用した。包み賃として銀十匁に銭二文が徴収された。地方において包みのまま売買される時、包み賃が加算された。もつとも、銀子を持参して札を買う場合、包み賃は不要だった。バラ札を持参して包装を希望する場合、



其の124

札百枚につき十文を要した。これは藩札より金銀貨が重んじられた証である。損傷した札は、銀札場へ差し出せば新札と交換してくれた。この場合、二文の手数料を徴収された。もつとも、痛みの激しい札は受け取りを拒否された。当然、これらの札は廃棄された。札交換の時、札場金銀包役越久田加判の場合、胡桃判を除き、他にも一つの判を加えることが求められた。贖札を使用した者は厳しく処罰され、一族の者も同罪とされた。もつとも、訴え出た者は罪を許されたばかりか丁銀一枚(小判二両相当)を褒美として下された。当時、縁座法と言って一人が罪を犯すと、身内の者も同罪とされた。近代法では罪を犯した者のみ処罰され、身内の者は処罰されない。つまり、縁座法では処罰は本人のみでなく、身内の者まで同罪とされた。見せしめのためである。当時、贖造札は多かつたようである。不良札すべてを贖造とするのは誤りである。中には正札とほぼ同一のものもあり、一般の者には真贋の判別が困難だった。それだけ贖札の中には巧妙なものがあつたといふことだろう。特に銀札場関連者の中に楮紙を横領して贖造札を製造する者がいた。



遠島のような

参考 湯浅良幸著『阿波貨幣史』(続く)